

医療用医薬品卸売業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則

承認 昭和60年3月12日公取指第80号

承認 平成9年8月11日公取消第178号

承認 平成23年1月21日公取第38号・消表対第61号

医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第11条の規定に基づき、医療用医薬品卸売業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則を次のとおり定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、医療用医薬品卸売業公正取引協議会と称する。

(区域及び事業所)

第2条 本会の区域は、全国一円とし、事務所を東京都に置く。

2 本会は、全国を別に定める地域に分け、地域ごとにブロックを設置する。

3 ブロックは、都道府県ごとに地区会を設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）を円滑かつ効果的に運営することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、規約第6条第3項に掲げる次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法の普及及び違反の防止並びに公正取引に関する法令の普及に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他この規約の施行に関すること。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員となる資格を有する者は、規約第2条第2項に規定する事業者（以下「個別会員」という。）及びこれらの者が構成する団体（以下「団体会員」という。）とする。

2 本会は、必要に応じ理事会の議決を経て、賛助会員を認めることができる。

(会費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の額及び徴収方法は、総会において別に定める。

(加入及び加入金)

第7条 本会に加入しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の規定により承認をする場合には、不当に加入を拒否してはならない。
- 3 加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 4 加入金の額は、総会において定める。

(本会に対する代表者)

第8条 ブロックは、本会に対する代表者を選出し、毎事業年度当初に本会に届け出るものとする。

(退会)

第9条 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出て退会することができる。

- 2 会員は、前項により退会しようとするときは、事業年度の末日の3か月前までに書面をもって届け出ることを要し、かつ本会に納付すべき会費、負担金その他の経費のうち未納のものを完納しなければならない。
- 3 会員は、会員たる資格を喪失し、又は解散したときは、本会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会長は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合には、本会は、総会の開会の日の10日前までに、当該会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 規約第8条の規定による調査に協力しないとき。
- (2) 規約第9条の規定による警告に従わないとき。
- (3) 本会の統制を乱したとき。
- (4) 会員としての体面を著しく汚す行為があったとき。

- 2 会長は、前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨当該会員に通知するものとする。

(権利の喪失)

第11条 本会を退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い既納の会費その他拠出金等一切の資産について返還を受けられないものとする。

第3章 役員等

(種別)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第13条 理事及び監事は、団体会員により推薦された者のうちから、別に定める基準により、総会において選任する。ただし、欠員を補充するための選任は、理事会においてこれを代行することができる。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を通じて会務の執行に参画するほか、理事会の定めるところにより、会務の執行を行う。
- 4 監事は、本会の会計及び業務を監査し、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(相談役・顧問)

第16条 本会に、相談役・顧問を置くことができる。

- 2 相談役・顧問は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 第15条第1項の規定は、相談役・顧問に準用する。

(事務局)

第17条 本会に事務局を設け、事務局長1名、職員若干名を置く。

- 2 事務局、事務局長及び事務職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(総会)

第18条 総会は、毎年1回開催する通常総会及び会長が必要と認めるとき又は総団体会員数の3分の1以上の団体会員からの会議の目的である事項を示す請求に基づき開催する臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した団体会員の中から選任する。

(総会の構成及び機能)

第19条 総会は、団体会員によって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 本規則に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 本会の解散に関すること。
- (6) 規約及び規約の施行規則の改正に関すること。

- (7) 会員の除名に関する事。
- (8) その他理事会において必要と認めた事項に関する事。

(総会の議決)

第20条 総会は、総団体会員数の過半数の団体会員が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 団体会員は、やむを得ない理由により総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の団体会員に代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第5号から第7号に掲げる事項を決する場合は、出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。
- 4 団体会員に属しない個別会員は、総会において意見を述べることができる。

(理事会の構成及び権能)

第21条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) 規約の違反に対する調査及び措置に関する事。ただし、除名措置に関する事を除く。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(理事会の招集及び開催)

第22条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、総理事数の過半数の理事が出席しなければ、議決することができない。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の議決)

第23条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 規約第8条第3項並びに規約第9条第1項及び同条第2項の規定による処分等に係る議事については、当該処分の利害関係者は、議事に加わることはできない。

(運営委員会の設置)

第24条 本会は、会務、事業等の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(会議の議事録)

第25条 総会及び理事会の議事録は、出席者の中から選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを本会に保存する。

第5章 ブロック及び地区会

(組織)

第26条 ブロックは、その地域内に所在する地区会又は団体会員によって組織する。

- 2 ブロックは、その地域内に所在する地区会又は団体会員の代表者によって理事会を構成する。
- 3 前2項に定めることのほかブロックの組織に関する事項は、同ブロックの定めるところによる。
- 4 地区会は、その都道府県内に所在する団体会員及び個別会員によって組織する。地区会の組織に関する事項は、同地区会の定めるところによる。

(業務)

第27条 ブロックの主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) そのブロックにおける規約の周知徹底、指導、規約に関する相談、違反の疑いのある事実の調査その他本会の業務を行うこと。
- (2) 会員の処分に関し、本会に意見を具申すること。

- 2 地区会は、ブロックの委託を受けて、その業務を行うことができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 加入金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理する。管理の方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、通常総会の承認を受けなければならない。

- 2 事業計画及び収支予算は、総会で成立するまでの間、前年度の事業計画及び収支予算の範囲内において行うものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 会長は、決算書類を毎事業年度終了後、遅滞なく作成し、新事業年度に招集される通常総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会は、通常総会終了後1か月以内に総会の結果を消費者庁長官及び公正取引委員会に報告するものとする。

第7章 雑則

(解散の場合の残余財産の処分)

第34条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経て本会の目的と類似の目的のために処分するものとする。

(規則に定めのない事項)

第35条 この規則に定めのない事項については、理事会の議決を経て決定する。

附 則 (承認 昭和60年3月12日公取指第80号)

- 1 この規則は、公正取引委員会の承認があった日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出された役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、選出された日から昭和61年に開催される通常総会までとする。
- 3 初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立の日から昭和61年3月31日までとする。

附 則 (承認 平成9年8月11日公取消第178号)

この規則は、平成9年10月1日より施行する。

附 則 (承認 平成23年1月21日公取取第38号・消表対第61号)

この規則の変更は、平成23年2月10日から施行する。